

# NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

平成 25 年 1 2 月 1 3 日

各位

静岡銀行にて無配当収入保障保険（無解約払戻金・I 型）  
～販売名称『家計にやさしい収入保障』～の販売を開始

T & D 保険グループの T & D フィナンシャル生命保険株式会社（社長：島田 一義）は、平成 25 年 1 2 月 1 6 日より、株式会社静岡銀行（本店：静岡県静岡市、頭取：中西 勝則）にて、『無配当収入保障保険（無解約払戻金・I 型）～販売名称～「家計にやさしい収入保障」』の販売を開始しますのでお知らせいたします。

「家計にやさしい収入保障」は、保険期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合、または所定の高度障害状態に該当された場合、遺族年金または高度障害年金を毎月お支払いする収入保障保険です。

さらに、ご契約締結時に、お客様のお申出により、三大疾病保険料払込免除特則・三大疾病収入保障特則を適用させることにより、被保険者が三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し所定の状態に該当された場合の収入減に備えることも可能となっています。

《「家計にやさしい収入保障」の主な特長》

**Point 1 低廉な保険料で家計の節約をしっかりサポート**

- ◇ お子様の成長等に伴い、年々減少する必要保障額に合わせて受取総額を減少させることにより、合理的な保障を行うことができるため、一般的な定期保険（保険金額が保険期間を通じて一定の定期保険）に比べて低廉な保険料となります。
- ◇ 当社所定の条件を満たし健康体割引特約を付加することにより、さらに保険料が割安となります。

**Point 2 のこされたご家族の毎月の収入を確保**

- ◇ 被保険者がお亡くなりになられた場合、のこされたご家族に遺族年金を、被保険者が所定の高度障害状態に該当された場合、被保険者ご本人に高度障害年金を年金支払期間満了まで毎月お支払いします。

**Point 3 三大疾病罹患時の収入を確保**

- ◇ 「三大疾病収入保障特則」の適用により、三大疾病に基づく支払事由に該当した場合、三大疾病年金を毎月お支払いします。また、「三大疾病保険料払込免除特則」の適用により、三大疾病に基づく払込免除事由に該当した場合、以後の保険料の払い込みを免除し、ご家族の家計の負担を軽減します。

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課

東京都港区海岸1-2-3 〒105-0022

電話：03-3434-8840



T&D保険グループ

本商品は「低廉な保険料」「シンプルな保障」「お客様の選択によるより充実した保障」をコンセプトに、お客様のライフプランに合わせた遺族保障等のニーズに幅広くお応えするものです。当社は、今後ともお客さまに満足していただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

1. 販売商品

無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）

販売名称『家計にやさしい収入保障』

2. 販売開始日

平成25年12月16日

【無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）の販売金融機関】（五十音順にて記載）  
近畿大阪銀行、埼玉縣信用金庫、埼玉りそな銀行、静岡銀行、東京スター銀行、名古屋銀行、  
百十四銀行、広島銀行、福井銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行  
合計11金融機関

※ 上記は平成25年12月16日時点での販売金融機関を掲載しております。

※ 商品概要については、【別紙】をご参照ください。

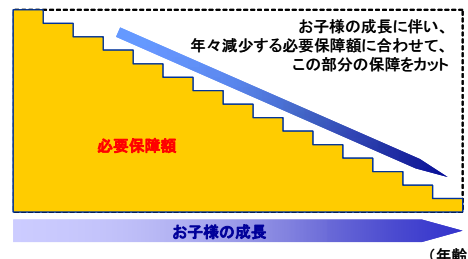
以 上

# 家計にやさしい収入保障

無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）

## 家計の節約をしっかりとサポート！家計にやさしい保険です！

- ◆お子様の成長等に伴い、年々減少する必要保障額に合わせて受取総額を減少させることにより、合理的な保障を行うことができるため、一般的な定期保険（保険金額が保険期間を通じて一定の定期保険）に比べて低廉な保険料となります。



- ◆さらに健康体割引特約を付加することにより、保険料が割安となります。

### 【ご契約例】

保険期間（保険料払込期間）：60歳満了、年金月額：15万円、年金支払保証期間：1年

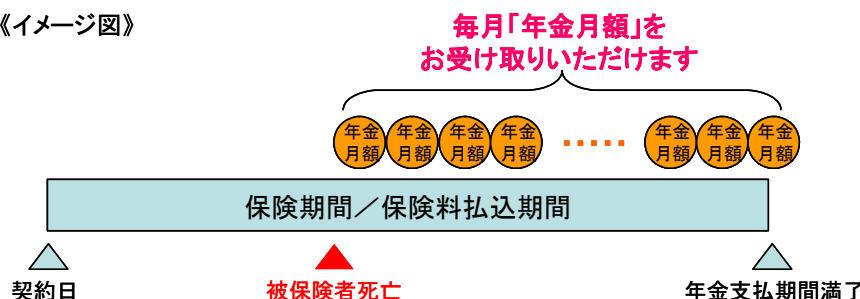
| 保険料率                    | 主な適用条件                                                           | 35歳男性  | 標準体保険料率との比較 |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------|--------|-------------|
| ①標準体保険料率                | 被保険者の健康状態等について当社の定める基準を満たすこと                                     | 4,950円 | —           |
| ②健康体保険料率（健康体割引特約付加）     | 上記①の適用条件に加え、血圧値、BMIについて当社の定める基準を満たすこと                            | 4,725円 | 約4% down    |
| ③非喫煙者健康体保険料率（健康体割引特約付加） | 上記②の適用条件に加え、過去1年以内に喫煙していないこと<br>※喫煙歴については告知に加え、所定の検査を実施させていただきます | 3,495円 | 約29% down   |

※割安になる保険料および割引率は、お申込のご契約内容・ご加入年齢等により異なります。  
※健康体割引特約は年金月額が15万円以上、保険期間（保険料払込期間）が65歳満了まで、かつ上記②または③の適用条件を満たすご契約に付加可能な特約です。

## のこされたご家族が毎月決まった金額を受け取れます！

- ◆被保険者が亡くなられた場合、または所定の高度障害状態に該当された場合、年金支払期間満了まで毎月決まった金額（年金月額）をお受け取りいただけます。

### 《イメージ図》



- ◆被保険者が支払事由に該当され、保険期間満了までの期間が年金支払保証期間に満たない場合でも年金支払保証期間満了まで年金月額をお受け取りいただけます。

## ご選択により三大疾病に備えることも可能です！

- ◆被保険者が三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に基づく払込免除事由に該当された場合、ご契約の保険料の払込を免除する「三大疾病保険料払込免除特則」、三大疾病に罹患し所定の状態に該当された場合、毎月三大疾病年金をお支払いする「三大疾病収入保障特則」を適用することで、三大疾病に罹患し所定の状態に該当された場合の収入減に備えることが可能です。

※三大疾病に基づく払込免除事由・支払事由は、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」または「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

※「三大疾病収入保障特則」は、「三大疾病保険料払込免除特則」と合わせてご契約に適用することが必要となります。

※「三大疾病保険料払込免除特則」「三大疾病収入保障特則」の適用は、ご契約締結時のみのお取扱いとなります。

## 【商品のお取り扱い】

|                       |                                                                                                                                                  |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約年齢<br>(被保険者の契約時満年齢) | 20 歳～53 歳<br>※契約年齢のお取扱いは被保険者の性別・保険期間(保険料払込期間)・年金支払保証期間等により異なります。                                                                                 |
| 保険期間／保険料払込期間          | 50・55・60・65・70 歳の歳満了<br>※保険期間は 10 年以上となります。                                                                                                      |
| 年金支払保証期間              | 1 年・2 年                                                                                                                                          |
| 保険料払込方法<br>(回数・経路)    | 月払:口座振替扱・クレジットカード払扱<br>年払:口座振替扱・クレジットカード払扱                                                                                                       |
| 年金月額                  | 10 万円以上(1 万円単位)<br>※年金月額の上限は被保険者の性別・契約年齢等により異なります。                                                                                               |
| 解約払戻金額                | なし                                                                                                                                               |
| 付加できる特約等              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三大疾病保険料払込免除特則</li> <li>・三大疾病収入保障特則</li> <li>・健康体割引特約</li> <li>・責任開始期に関する特約</li> <li>・指定代理請求特約</li> </ul> |
| クーリング・オフ              | クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)の対象商品<br>※当社が指定した医師の診査後を除きます。                                                                                        |

( 注 ) 上記のお取扱いは募集代理店により一部異なる場合がございます。

この資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。この保険のご検討・ご契約にあたっては、「商品パンフレット」、「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。